

第2次苫前町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成29年3月

苫 前 町

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画の背景	1
2	目的	1
3	計画期間	2
4	対象範囲	2
5	対象となる温室効果ガス	2
第 2 章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	4
1	方針	4
2	排出状況	5
3	目標	8
第 3 章	取組内容	9
1	施設設備の改善	9
2	庁舎・施設管理所属職員等の取組	5
3	事務局の取組	7
第 4 章	計画の進行管理	8
1	推進体制	8
2	進行管理の仕組み	9
	参考資料	
1	苫前町地球温暖化対策等委員会設置要綱	
2	対象組織・施設等一覧	

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が 2014 年（平成 26 年）11 月に公表した第 5 次評価報告書によれば、気候システムによる温暖化については疑う余地のないこと、人間による影響が 20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階での温室効果ガスの排出削減の必要性を訴えています。

国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）の決定により、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に先立って提出することが求められており、2020 年（平成 32 年）以降の温室効果ガス削減目標を含む「日本の約束草案」が平成 27 年 7 月 17 日に地球温暖化対策推進本部で決定しました。

約束草案では、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度（平成 42 年）に 2013 年度（平成 25 年度）比▲26.0%の水準（約 10 億 4,200 万 t-CO₂）とされました。

2. 目的

苫前町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、平成 22 年 6 月に「苫前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度）を策定し、これまで取組を進めてまいりましたが、計画期間の満了に伴い、これまでの取組を検証したうえで「第 2 次苫前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、推進していきます。

本計画の策定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づく策定が求められるが、共同での温室効果ガスの排出量削減を伴う事業は、現段階において想定できず、単独での計画策定とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項(抜粋)

<p>第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2～7（省略）</p> <p>8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。</p> <p>9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。</p> <p>10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。</p> <p>11～12（省略）</p>
--

3. 計画期間

平成29年度から平成33年度の5年間を計画期間とし、本計画の基準年度は、平成27年度とします。

4. 対象範囲

本実行計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。なお、第1次実行計画において対象外であった指定管理者制度による外部委託を実施している施設についても対象とする。

（対象とする施設一覧）

施設名	施設名
苫前町役場庁舎	苫前町公民館
苫前町役場古丹別支所	苫前町公民館苫前会館
オートキャンプ場等観光施設	苫前町スポーツセンター等社会教育施設
古丹別バスターミナル等バス待合所	苫前町郷土資料館・考古資料館
苫前町下水道・簡易水道施設	苫前町立小学校
苫前町新日本海地域交流センター（とままえ温泉ふわっと）	苫前町立中学校
上平共同利用模範牧場	苫前町学校給食共同調理場
風力発電施設	若者交流センター
生きがいデイサービスセンター	

5. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する次の7種類の物質となりますが、本町における事務事業活動にて排出される温室効果ガスの種類は、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンの4種類を対象として取組を推進していきます。

【法令で定める温室効果ガスの種類】

- ・二酸化炭素 (CO2)
- ・メタン (CH4)
- ・一酸化二窒素 (N2O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- ・パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- ・六ふっ化硫黄 (SF6)
- ・三ふっ化窒素 (NF3)

【本町の算定対象活動と排出される温室効果ガスの種類】

算定対象活動	CO2	CH4	N2O	HFC
燃料の使用（ガソリン、灯油、重油、都市ガス等）	○			
他人から供給された電気の使用	○			
ボイラー・家庭用機器での燃料の使用	(○)	○	○	
自動車の走行	(○)	○	○	
家畜の飼養（消化管内発酵）		○		
家畜の飼養（ふん尿処理）		○	○	
牛の放牧		○	○	
下水・し尿・雑排水処理		○	○	
カーエアコンの使用、廃棄				○

(○)：二酸化炭素排出量は「燃料の使用」項目として算定対象。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 方針

本町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

苫前町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育ていくために、苫前町では、「苫前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成29年3月31日 苫前町長 森 利 男

2. 排出状況

(1) 苫前町における使用量及び二酸化炭素排出量

平成20年度を基準年とした第1次苫前町地球温暖化対策実行計画における目標年（平成26年度）の本町事務事業に係る使用量及び二酸化炭素排出量は次のとおりであります。

	平成20年度		平成26年度		基準年度比較増減	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	1,298,692 KWh	763,631	1,602,673 KWh	1,094,626	303,981 KWh	330,995
重油	148,350 リットル	402,029	141,000 リットル	382,110	△ 7,350 リットル	△ 19,919
灯油	79,301 リットル	197,459	114,745 リットル	285,714	35,444 リットル	88,255
ガソリン	17,615 リットル	40,867	22,268 リットル	51,662	4,653 リットル	10,795
軽油	20,386 リットル	53,411	13,227 リットル	34,125	△ 7,159 リットル	△ 19,286
LPガス	5,574 m ³	16,721	4,232 m ³	12,695	△ 1,342 m ³	△ 4,026
合計		1,474,118		1,860,932		386,814

計画期間を平成22年度から平成26年度までとし、町の事務事業で排出される二酸化炭素の排出量を、基準年度の平成20年度に比べて5%削減することを目標として定めましたが、平成27年度にて公表しているとおり二酸化炭素排出量は、基準年度と比較し平成26年度では26.24%増となっています。

CO₂排出量の増加の要因としては、平成26年度において北海道泊原子力発電所が停止し、電力供給については、火力発電が中心となり、原子力発電所が稼働していた平成20年度（基準年度）と比較すると、1KWhあたりのCO₂排出量が約16%増となっている状態のほか、電力使用量においても基準年度と比較し、約23%増加しており、本町のCO₂排出量の58%以上は電力が占めていることから、基準年度と比較し、CO₂排出量増加の大きな要因となっています。

(2) 平成27年度を基準年とした温室効果ガス排出量

本町における事務事業活動にて排出される温室効果ガスの種類を二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンの4種類とし、平成27年度にて排出された温室効果ガス排出量を算定いたします。

算定する事務事業には、新たに指定管理者施設を加え、メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス対象事務事業を追加し、8課17事業施設における温室効果ガスの排出量となっております。

【CO2 要因別使用量及び排出量】

要 因	使用量	CO2 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン(公用車)	26,735 ㍓	62,025
ガソリン(公用車以外)	1,847 ㍓	4,285
灯油	153,470 ㍓	382,141
軽油(公用車)	15,150 ㍓	39,086
軽油(公用車以外)	5,664 ㍓	14,613
A重油	374,500 ㍓	1,014,895
液化石油ガス(LPG公用車以外)	10,137 kg	30,412
電気(北海道電力)	2,963,541 kWh	2,024,099
合 計		3,571,555

【CH₄ 要因使用量及び排出量】

要 因	使用量	CH ₄ 排出量 (kg-CH ₄)
ボイラー燃料(木質ペレット)	49,000 kg	54
自動車走行(ガソリン:乗用車)	231,449 km	2
自動車走行(ガソリン:バス)	0 km	0
自動車走行(ガソリン:軽自)	54,916 km	1
自動車走行(ガソリン:普通貨物)	1,952 km	0
自動車走行(ガソリン:軽貨物)	24,721 km	0
自動車走行(ディーゼル:バス)	58,687 km	1
自動車走行(ディーゼル:普通貨物)	12,978 km	0
自動車走行(ディーゼル:特殊車)	918 km	0
家畜の飼養(消化管内発酵)	251 頭	20,598
家畜ふん尿処理等(牛)	147 頭	3,533
放牧地における牛のふん尿	256 頭	333
下水又はし尿の処理(終末処理場)	89,132 m ³	78
下水又はし尿の処理(し尿処理施設)	2,013 m ³	76
浄化槽し尿及び雑排水処理	1,932 人槽	1,140
合 計		25,817

※家畜の飼養及び家畜ふん尿処理、放牧地における牛のふん尿における頭数は、年間平均飼育頭数にて算出する。

【N2O 要因使用量及び排出量】

要 因	使用量	N2O 排出量 (kg- N2O)
ボイラー燃料(木質ペレット)	49,000 kg	0
自動車走行(ガソリン:乗用車)	231,449 km	7
自動車走行(ガソリン:バス)	15,000 km	1
自動車走行(ガソリン:軽自)	54,916 km	1
自動車走行(ガソリン:普通貨物)	1,952 km	0
自動車走行(ガソリン:軽貨物)	24,721 km	1
自動車走行(ディーゼル:バス)	58,687 km	1
自動車走行(ディーゼル:普通貨物)	12,978 km	0
自動車走行(ディーゼル:特殊車)	918 km	0
家畜ふん尿処理等(牛)	147 頭	237
放牧地における牛のふん尿	256 頭	46
下水又はし尿の処理(終末処理場)	89,131 m ³	14
下水又はし尿の処理(し尿処理施設)	2,013 m ³	2
浄化槽し尿及び雑排水処理	1,932 人槽	44
合 計		355

※家畜ふん尿処理、放牧地における牛のふん尿における頭数は、年間平均飼育頭数にて算出する。

【HFC 要因別使用量及び排出量】

要 因	使用量	HFC 排出量 (kg- HFC)
自動車エアコン(使用時)	36 台	0
合 計		0

本町における温室効果ガス排出削減の取り組みとして、平成11年度より町営の風力発電施設を整備し、再生可能エネルギーである風力発電による売電を実施しており、平成27年度においては、3,914,280KWhの電力を売電供給しており、二酸化炭素の排出量2,673,453kg-CO₂相当分の削減効果を生んでおります。

これは、本町事務事業にて排出する二酸化炭素排出量の74.85%の削減に相応するものであります。

また、平成27年度の古丹別小学校新校舎建設では、照明器具の整備において街灯1基、体育館36基、各教室等黒板灯20基、共有スペース116基のLED照明器具の導入や太陽光発電の導入を図るとともに、暖房設備においても木質ペレットボイラーを導入し、温室効果ガスの排出量の削減を図っております。

この古丹別小学校のLED照明及び木質ペレットボイラーの導入に伴う温室効果ガスの削減効果は、平成26年度と平成27年度との使用量比較では灯油

21,9550、電気料 11,425KWh の削減となり、62,470kg-CO₂ の削減効果が見込まれます。

(3) 今後の取組課題について

平成20年度を基準年とした平成26年度のCO₂排出量は削減目標に至らず、逆に増加するという結果となり、その要因としてはCO₂排出量の約58%を電力が占め、さまざまな電子機器の導入に伴う電力の使用量は毎年度上昇し続けております。

第2次苫前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定にあたっては、平成27年度の温室効果ガス排出量を基準年とする本計画策定にあたっては、更なる温室効果ガス排出削減効果を生み出すため、各施設のLED照明の導入等設備面での抜本的な解決が必要となるところでありますが、現状では既存設備面での投資は難しい状況となっております。

そのため、平成28年度にて整備する苫前小学建設を含め、今後の施設整備におけるLED照明や太陽光など再生可能エネルギーの活用、木質ボイラー導入など温室効果ガスの抑制効果のある設備の検討を図るとともに、既存施設利用にあたっては、休憩時間の照明の消灯、蛍光灯の使用本数の削減、外勤中のパソコンの電源オフ等のきめ細かな電力管理を徹底する必要があります。

燃料消費では、ウォームビズの活用による暖房の使用量の削減、車両入替時の低燃費車の継続導入及び電気自動車を含む次世代型自動車の導入検討が求められます。

3. 目標

平成27年度を基準年として、本町の事務事業におけるその事務量は年々増加傾向にあるところであるが、可能な限りの排出削減の取り組みを行うこととし、計画期間の最終年度である平成33年度の温室効果ガス総排出量の6%削減を目標とします。

目 標	<p>苫前町は、 <u>計画期間中の温室効果ガス総排出量を 6%削減を</u> <u>目標とします。</u></p>
------------	--

温室効果ガス別の排出量削減目標

区 分	基準年度排出量 (平成27年度)	削減 目標	目標年度排出量 (平成32年度)
二酸化炭素(CO ₂)	3,571,555 Kg-CO ₂	6%	3,357,262 Kg-CO ₂
メタン(CH ₄)	25,817 Kg-CH ₄	1%	25,559 Kg-CH ₄
一酸化二窒素(N ₂ O)	355 Kg-N ₂ O	3%	344 Kg-N ₂ O
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	0 Kg-HFC	—	0 Kg-HFC

温室効果ガス別のCO₂換算表

区 分	基準年度排出量 (平成27年度)	削減 目標	目標年度排出量 (平成32年度)
二酸化炭素(CO ₂)	3,571,555 Kg-CO ₂	6%	3,357,262 Kg-CO ₂
メタン(CH ₄)	70,997 Kg-CO ₂	1%	70,287 Kg-CO ₂
一酸化二窒素(N ₂ O)	355 Kg-CO ₂	3%	344 Kg-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	0 Kg-CO ₂	—	0 Kg-CO ₂
合 計	3,642,907 Kg-CO ₂	6%	3,427,893 Kg-CO ₂

これまでの削減取り組みにおいて、効果的な削減取り組みには至っておらず、具体的な取り組みを進める中で、上記の排出する温室効果ガスの二酸化炭素換算を行った総排出量に基づく目標年度の削減率を約6%とします。

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

また、温室効果ガスの削減への取り組みに併せて、環境に配慮した事務事業への取り組みについても推進してまいります。

なお、再生可能エネルギーの導入において本町では風力発電事業を実施しておりますが、発電された電力は全て売電されている状況から、この排出量削減数値には含まれないものでありますが、本町の事務事業における電力供給であり、その効果についても併せて検証するものとします。

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- (1) 施設の新築、改築、設備機器の補修改修時を行うときは、環境に配慮した工事を実施する。
- (2) 風力発電や太陽光などの再生可能エネルギーの導入及び既存施設管理による環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- (3) エネルギー消費効率の高い熱源機への更新を図るとともに、環境に配慮した木質ペレットボイラーの活用を努める。
- (4) 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- (5) 高効率照明への買い換えを順次行うほか、LED照明の導入を検討する。
- (6) 公用車の更新時には、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入や電気自動車を含む次世代型自動車の導入検討を図る。
- (7) 公共施設の緑化を推進する。

2. 物品購入等

- (1) 電気製品等の物品の新規購入、レンタルを行うときは、省エネルギータイプでの環境負荷の少ない物の購入に努める。
- (2) 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- (3) 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

3. その他の取組

- (1) 電気使用量の削減
 - ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
 - ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
 - ・トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
 - ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
 - ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
 - ・照明器具の高効率照明等へ転換されるまでの間は、必要な明るさを確保したうえで蛍光灯設置本数の削減を図る。
- (2) 燃料使用量の削減
 - ・冬期間の事務室や各施設の暖房について、適切な温度管理を行う。
 - ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う
 - ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
 - ・公用車の運転において、急発進、急加速をしない。
 - ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
 - ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控え、エコドライブの推進を図る。

- (3) ゴミの減量、リサイクル
 - ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
 - ・廃棄物の分別排出を徹底し、ごみの資源化促進に努める。
 - ・使い捨て容器の購入は極力控える。
 - ・封筒、ファイルなどの再利用の促進に努める。

- (4) 用紙類
 - ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
 - ・資料の共有化や簡略化や庁内情報システムの有効利用に努める。
 - ・リサイクル用紙の購入に努める。

- (5) 水道利用
 - ・日常的に節水を心がける。
 - ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

- (6) 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
 - ・職員向けに環境保全研修等を行う。
 - ・ノー残業デーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
 - ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

- (7) その他
 - ・フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍庫・空調機器の適正な管理に努める。

4. 事務局の取り組み

苫前町地球温暖化対策等委員会事務局は、関係各課の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する職員等の意識啓発活動に取り組みます。

この取り組みを推進するにあたり苫前町事務事業全体での温室効果ガス削減の推進を定着化させるためには、継続的な意識啓発が欠かせないため、事務局は、年1回の点検評価に併せて、各課の取り組み状況を公表する中での職員等への地球温暖化対策に係る情報提供を行い、職員の意識啓発活動を推進に努めます。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第2次苫前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、苫前町地球温暖化対策実行計画策定委員会における委員及び推進委員を配置し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

（1）策定委員会

町長を会長、副町長・教育長を副会長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

（2）推進委員

各課に1名以上の「推進担当者」を置く。

「推進委員」は進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

（3）事務局

事務局を保健福祉課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進委員」を通じ、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。

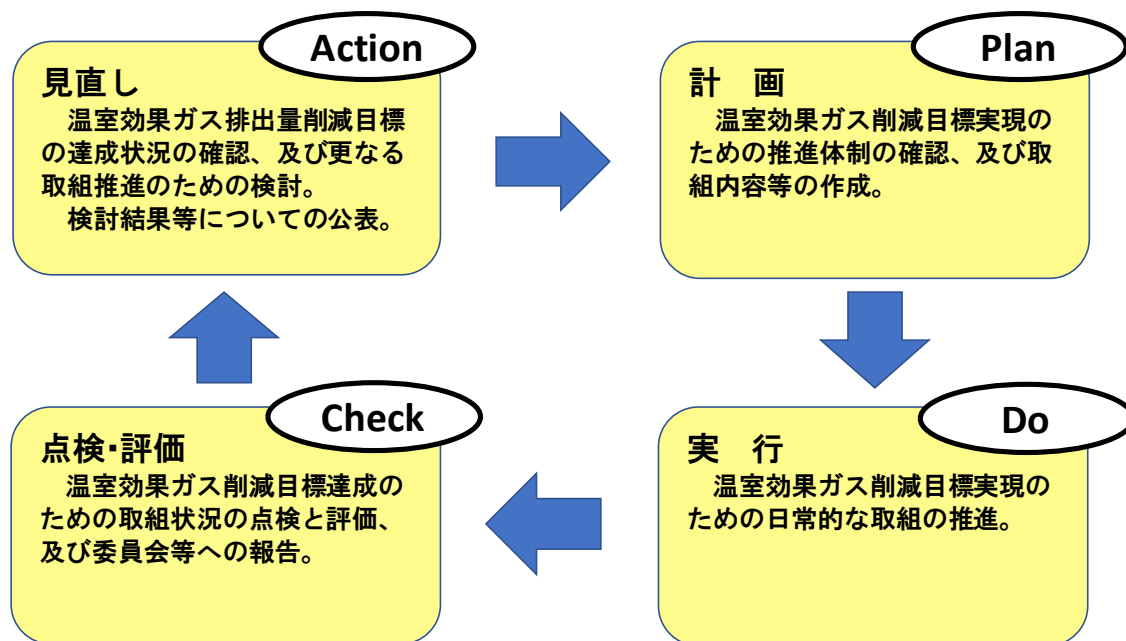
3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。

4. 進行管理の仕組み

「第2次苫前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



(1) 計画 (Plan)

課長等は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性及び第3章に示した取り組みの励行等について、各課職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

(2) 実行 (Do)

各課職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に第3章に示した取組事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

(3) 点検・評価 (Check)

【推進委員の実施事項】

推進委員は、月毎の事務事業における取組状況を事務局が示す集計データ表（かんたん算定シート）に入力し、各課長に報告する。

【課長等の実施事項】

課長等は、推進担当者等からの報告を踏まえて、課内の取組を総括し、温室効果ガス排出量の削減状況等の評価（排出量増減理由）を行ったうえで、集計データを年に1回事務局に提出する。

【事務局の実施事項】

事務局は、課長等から提出された集計データ並びに温室効果ガス排出量の削減状況等の評価（排出量増減理由）を取りまとめて、年に1回、評価点検

報告書を作成し、地球温暖化対策等実行責任者（保健福祉課長）に報告する。

（４）見直し（Action）

地球温暖化対策等実行責任者（保健福祉課長）は、苫前町地球温暖化対策等委員会事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に1回苫前町地球温暖化対策等委員会に報告する。

苫前町地球温暖化対策等委員会は、地球温暖化対策実行責任者の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

（５）実績の公表

事務局は、苫前町地球温暖化対策等委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回計画の進捗状況（点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量）について、町広報誌やHP等により公表する。

